

厳原港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 27 年 10 月

厳原港港湾管理者

長 崎 県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 9年10月 第27回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成 9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成15年 9月 第37回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成18年 2月 第40回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成24年 1月 第45回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾審議会

の議を経た厳原港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	-----	1
1 小型船だまり計画	-----	2

変更理由

久田地区において、小型船係留施設の適正化及び利便性の向上を図るため、小型船だまり計画を変更する。

1 小型船だまり計画

1-1 久田地区

漁船等のための小型船だまり計画を次のとおり変更する。

防波堤 延長 130m [新規計画]

物揚場 水深 4.0m 延長 50m [既設の変更計画]

水深 3.0m 延長 315m [既設]

小型栈橋 1基 [新規計画]

船揚場 延長 30m [既定計画]

埠頭用地 3ha

なおこれに伴い、水深 4m 物揚場 75m を廃止する。

既定計画

物揚場 水深 4.0m 延長 125m [既設]

水深 3.0m 延長 315m [既設]

船揚場 延長 30m [既定計画]

埠頭用地 3ha